

岩手県警察航空機の運用等に関する訓令の運用について

(平成6年8月17日岩地域発第619号警察本部長)

[沿革] 平成13年3月岩地域発第126号改正

各 部 長
各 所 属 長

航空機使用管理規則の一部を改正する規則(平成4年国家公安委員会規則第22号。)及び警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。)が制定されたことに伴い、警察用航空機は、警察の機動的活動単位として明確に位置付けられ、航空機の運用は、航空機による警ら、遭難者の搜索救助及び警察業務の支援を行うことを基本任務とすることに改められた。

警察用航空機の運用等に関する規則の制定に伴って、岩手県警察航空機の運用等に関する訓令(平成6年岩手県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。)を制定したが、訓令の解釈及び運用上の留意事項は次のとおりであるから、警察用航空機の効果的な運用に努められたい。

なお、「岩手県警察航空機使用管理に関する訓令の運用について」(平成2年6月15日付け岩外勤発第390号)は廃止する。

記

第1 制定の趣旨

岩手県警察に装備する航空機の運用については、航空法関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)、細則等により運用するほか、より一層の航空機の安全を確保し、計画的かつ効率的な運用を図ることとしたものである。

第2 訓令の解釈及び運用上の留意事項

1 総則の関係

(1) 準拠(第2条)

訓令第2条に定める「航空関係法令」とは、次のとおりである。

ア 航空法(昭和27年法律第231号)

イ 電波法(昭和25年法律第131号)

(2) 定義(第3条)

「航空機の運用等の業務に従事する警察職員」とは、防犯部地域課調査官、次長、課長補佐、航空管理係その他航空機の管理運用上必要な本部地域課に勤務する警察職員をいう。

(3) 管理責任者等の設置(第4条～第6条)

ア 管理責任者

管理責任者は、実質的な運航管理等の業務を管理する地域課長とした。

イ 運航責任者

規則の改正に伴い、旧訓令の「実施責任者」を「運航責任者」に改めた。

ウ 安全担当者

本部長が指定する者に対し、管理責任者が安全担当者指定書(様式第1号)を交付して指定することとした。

(4) 航空業務計画(第7条)

「航空機活動計画書」は、航空機整備が数か月に及び、各所属の諸行事と競合し運航できない場合があるので、その調整を図るため、翌年における大型行事等航空機の使用が予想される場合は、事前に航空機活動計画書(様式第2号)の提出を求めたものである。

(5) 月間計画(第8条)

ア 各所属長は、航空機月間活動要請書(様式第3号)により、毎月20日までに管

理責任者に要請し、管理責任者は、各所属における航空機の使用の調整を図り、航空機月間運航計画書（様式第4号）を作成するものとした。

イ 「所要の調整」とは、各所属長から要請内容を十分に反映し、効果的な航空機の活動ができるように、運航責任者に各所属の担当者と細部の調整を行わせるものとした。

(6) 臨時発着場の指定等（第9条）

ア 航空機は、航空法の定めるところにより飛行場以外の場所に離発陸できないことから、県内主要箇所にあらかじめ国土交通大臣の許可を受けた臨時発着場を指定しておくこととした。

イ 臨時発着場は、元来ヘリポートとしての安全設備が整備されていないので、これを補い、安全性が高い適地を使用するため、臨時発着場の指定及び使用に関する事項は岩手県警察航空隊の運営及び航空機の運用要綱（平成6年8月17日付け岩地域発第620号。以下「要綱」という。）に定めることとした。

ウ 臨時発着場の指定は、署長の選定に基づき本部長が指定することとしており、従来、指定された臨時発着場については、臨時発着場一覧表により適宜通報していたが、自署管内における臨時発着場を明確にするため、指定された場所ごとに管轄する署長に、臨時発着場指定書（様式第5号）を送付することとした。

エ 臨時発着場の指定及び使用に関する書類の様式については、上記臨時発着場指定書のほか、使用承諾書（様式第6号）及び臨時発着場調査表（様式第7号）によるものとした。

2 運用

(1) 運用（第10条）

規則の改正により用語を「使用」から「運用」に改めたほか、警ら、警察活動の支援等航空機の活動に関する必要な事項は、要綱に定めることとした。

(2) 要請及び使用申請（第11条・第12条）

警察職員の搭乗及び使用についての申請の様式を航空機搭乗（使用）承認申請書・航空機搭乗（使用）承認書（様式第8号）とし、警察職員以外の搭乗及び使用についての要請の様式を航空機搭乗（使用）承諾要請書・航空機搭乗（使用）承諾書（様式第9号）とした。

(3) 搭乗手続（第14条）

機長による搭乗者の身分の確認は、警察手帳等身分証明書の提示、又は明らかに警察職員であることを確認できる方法により確認した上で搭乗させることとした。

(4) 警察職員以外の者の搭乗（第15条）

警察職員以外の者の搭乗については、警察庁の示す基準に準拠し新たに定めた。

(5) 警察職員以外の者の搭乗等手続（第16条）

ア 警察職員以外の者から航空機搭乗（使用）の要請があった場合においては、訓令第12条の規定を準用して審査し、当該要請が警察活動に準ずるものであり、他に代替性がなく、かつ、真に必要と認めるときは、その搭乗（使用）を承諾することができることとした。

イ 「警察活動に準ずるものとして適当であると認めるとき」とは、次の場合である。

(ア) 防犯大会、交通安全運動等の広報等、警察が参加して行われる部外行事に関連して使用する場合

(イ) 急病人、医師及び薬品等を緊急に搬送しなければ患者の生命に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ、県、市町村等から要請があった場合

(ウ) 県、市町村等が実施する防災訓練等の場合

(エ) 震災等に対する防災対策のため、県の関係者が実地調査等を実施する場合

(オ) 県、市町村等の機関が災害の調査及び被害状況の視察等を実施する場合で、特に本部長が必要と認めるとき

ウ 搭乗（使用）手続等については、第11条に定める警察職員の場合に準じ関係所

属長を経由して本部長に要請することとし、万一の事故に備え賠償問題等での紛議を避けるため誓約書（様式第10号）を提出させることとした。

なお、緊急を要する場合であっても搭乗前に誓約書を提出させるものとする。

(6) 搭乗等結果報告（第17条）

所属長は、航空機による活動又は搭乗した場合は、効果的事例や特異活動の有無にかかわらず、使用の都度、航空機使用結果報告書（様式第11号）により本部長に報告するものとするものとした。

(7) 援助派遣（第19条）

援助派遣に係る手続等については、その都度、派遣を要請した都道府県警察と協議するものとし、派遣先が東北管区警察局管内である場合は、「東北管区警察局航空広域運用要綱の制定について」（昭和59年4月1日付け東北管警務発第146号）に基づいて行うものとする。

3 安全管理

(1) 飛行計画の変更（第22条）

飛行計画の変更は、飛行に関し全責任を有する機長が行うこととし、飛行中変更するときは、運航責任者に無線等によりその旨を報告するものとした。

(2) 救急用具の装備（第23条）

「必要と認められる救急用具」とは、救助用つり上げ装置、海面着色剤、救命浮輪、急病人を搬送する担架装置等をいう。

(3) 通信連絡（第24条）

航空機には、県内系、共通系及び高速系並びに携帯波及び各県共通の県内波を装備している警察無線局を搭載しているのので、随時相互に通信連絡を行い、諸活動の円滑化を図るものとした。

(4) 防護計画（第25条）

防護計画は要綱に定めるものとした。

4 整備

(1) 整備（第26条～第28条）

ア 航空機の点検整備は、規則に定める要領に従って実施することはもちろん、国土交通省航空局発行の「耐空性改善通報」及び航空機製造業者が発行する「整備通報」に該当する整備事項がある場合は、速やかに点検整備するほか、常に点検整備に必要な情報の収集に努め、整備の徹底を図るものとした。

イ 定期検査は、6か月ごとに航空機の整備状況、航空基地の保守管理状況等について実施することとし、その事務は管理責任者が行うものとした。

5 事故発生時の措置

(1) 機長の措置（第29条）

事故が発生した場合における機長又は機長に代わる警察職員の報告事項について、自己の要点を簡潔明瞭に報告させるための項目を整備した。

(2) 航空機事故発生時の措置（第31条・第32条）

ア 航空機事故を認知した場合の報告の要領は、要綱に定めることとした。

イ 事故調査委員会の構成は、要綱に定めることとした。

安全担当者指定書

<p>(所 属) 生活安全全部地域課</p>	<p>(氏 名)</p>
<p>(現 職)</p>	
<p>(指定内容)</p> <p>岩手県警察航空機の運用等に関する 訓令第 6 条により、安全担当者として 指定する。</p>	
<p>指定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>指定権者</p>	<p>岩手県警察本部生活安全全部地域課長 警 視</p>

様式第2号(第2関係)

第 年 月 日			
岩手県警察本部長 殿			
所属長			
航空機活動計画書			
月別 (日数)	要請目的	飛行区域	要請時間
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 要請目的欄には、行事名、予想される航空機の任務等を記載すること。2 飛行区域欄には、主たる地域又は経路を記載すること。			

様式第3号(第2関係)

第 年 月 日 号				
岩手県警察本部長 殿				
所属長				
航空機月間活動要請書(月分)				
日 時	飛 行 時 間	飛 行 区 域	要 請 目 的 (搭 乗 者 数)	調 整
<p>備考</p> <p>1 要請目的欄には、行事名、予想される航空機の任務等を記載すること。</p> <p>2 飛行区域欄には、主たる地域又は経路を記載すること。搭乗者がある場合は、人員を記載すること。</p> <p>3 調整欄は、地域課で記載するので各所属は記載しないこと。</p>				

様式第4号(第2関係)

航空機月間運航計画書(月)

地域課(航空隊)

活動重点					
日(曜)	運航目的	運航時間	警ら(飛行)区域	要請所属	備考
1()					
2()					
3()					
4()					
5()					
6()					
7()					
8()					
9()					
10()					
11()					
12()					
13()					
14()					
15()					
16()					
17()					
18()					
19()					
20()					
21()					
22()					
23()					
24()					
25()					
26()					
27()					
28()					
29()					
30()					
31()					

臨時発着場指定書

岩手県警察航空機の運用等に関する訓令
第 9 条第 1 項により、次の場所を岩手県警察航空機の臨時発着場（夜間を含む。）として指定する。

記

- 1 指定年月日

- 2 名称及び所在地

- 3 所有者（管理者）
住所
氏名
連絡先（電話 番）

- 4 その他

年 月 日

岩手県警察本部長

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

住所

氏名

印

使 用 承 諾 書

下記のとおり岩手県警察航空機の臨時発着場として使用することを承諾します。

記

1 使用場所

2 使用期間

年 月 日 から

年 月 日 の間

3 使用目的

警察業務遂行のため

4 使用条件

(1) 使用に際しては、その都度事前に連絡すること。

(2) 所有者側の申出があれば、直ちに臨時発着場としての使用を中止すること。

臨時発着場調査表

略 図

縮 尺

A

N

C

H

D

B

備考

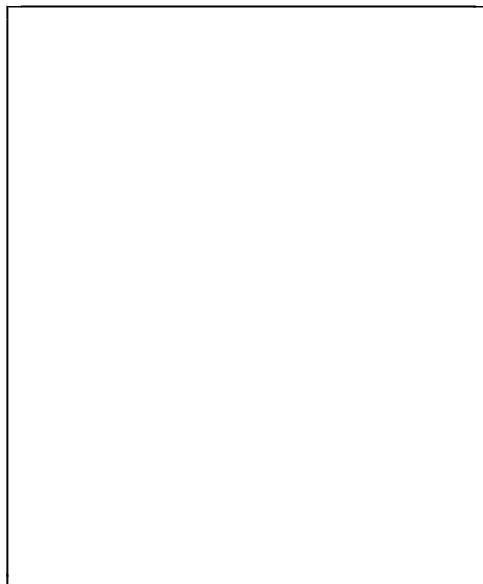
- 1 障害物の位置及び高さを必ず記入すること。
- 2 周囲の状況を図示すること。
- 3 土地の広さ等の寸法を記入すること。
- 4 北の方向を示すこと。

写 真

A 方 向



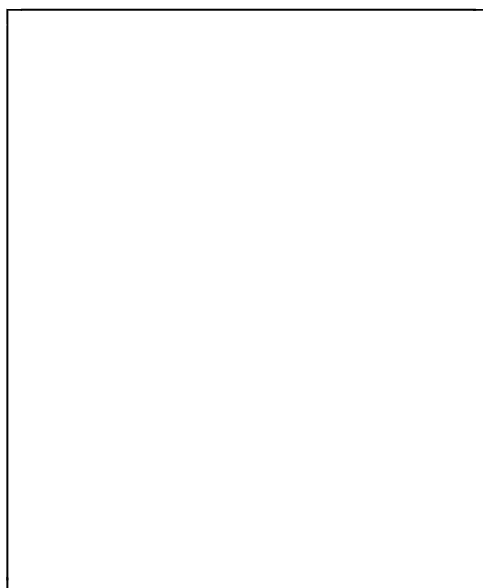
B 方 向



C 方 向



D 方 向



様式第8号(第2関係)

第 平成 年 月 日 号

岩手県警察本部長 殿

所属長

印

航空機搭乗(使用)承認申請書

航空機搭乗(使用)について、次のとおり承認されるよう申請します。

搭乗者	階級	氏名	性別	年齢	連絡先(電話)
目的					
日時					
搭乗地					
飛行区域 (飛行経路)					
携行品					
緊急の場合 の連絡先					
調整欄					

第 号

航空機搭乗(使用)承認書

上記について、申請のとおり承認する。

なお、この申請書は搭乗の際に機長に提出すること。

平成 年 月 日

岩手県警察本部長

印

岩手県警察本部長 殿	第 平成 年 月 日 号 住所 要請者 氏名 印						
航空機搭乗(使用)承諾申請書							
航空機搭乗(使用)について、次のとおり承諾くださるよう申請します。 なお、搭乗に当たっては、機長及び関係担当官の指示に従って行動し、事故による損害については、当方において処理し貴庁には迷惑をかけません。							
搭乗者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: right;">(歳)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所</td> <td style="text-align: right;">(電話)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤務先</td> <td style="text-align: right;">(電話)</td> </tr> </table>	氏名	(歳)	住所	(電話)	勤務先	(電話)
氏名	(歳)						
住所	(電話)						
勤務先	(電話)						
目的							
日時							
搭乗地							
飛行区域 (飛行経路)							
携行品							
緊急の場合 の連絡先							
調整欄							
第 号 航空機搭乗(使用)承諾書 上記について、申請のとおり承諾する。 なお、この申請書は搭乗の際に機長に提出すること。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 平成 年 月 日 岩手県警察本部長 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 印 </div>							

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

搭 乗 者

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、このたび岩手県警察本部の航空機に搭乗することになりましたが、下記のことを誓約いたします。

記

- 1 飛行目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中に機体の故障又は災害による事故が発生いたしましても、岩手県警察に対し、損害賠償請求の訴訟等はいたしません。
- 3 搭乗に際しては、すべて貴本部係員の指示に従います。

第 年 月 日	
岩手県警察本部長 殿	
所属長	
航空機使用結果報告書	
目 的	
日 時	
搭 乗 地	
主 たる 飛行区域	
搭 乗 者 の 階 級（ 職 ） 氏 名	
概 要	
航空機による効果（教訓）	
備 考	
1 概要欄の記載に当たっては、地域住民、関係者の反響等がある場合は、その内容も含めて報告するよう配慮すること。	
2 記載内容は、「効果」、「要望」、「意見」等を簡潔にまとめること。	